

令和8年度
松原国有林外松くい虫防除事業（地上散布）

閲 覧 図 書

- 1 契約書（案）
- 2 事業内訳書
- 3 作業仕様書等
- 4 位置図等
- 5 入札者注意書
- 6 契約情報の公表

福井森林管理署

(案)

松くい虫防除事業（地上散布）請負契約書

- 1 事業名 松原国有林外松くい虫防除事業（地上散布）
- 2 事業場所 福井県敦賀市松島 松原国有林 （別添図面のとおり）
福井県あわら市北潟 北潟国有林 （別添図面のとおり）
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結の翌日から
令和 8 年 7 月 17 日まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税」という。）額
金 円也）
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前払金	分の 以内 第35条第1項
×	中間前払金	第35条第3項
×	部分払	回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 利用物件及び貸与条件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の承認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 3 月 13 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、真義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 福井県福井市春山 1 丁目 1 番 5 4 号

氏 名 分任支出負担行為担当官
福井森林管理署長 長岡 浩明 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（請負者をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙

事業内訳書

事業区分	作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	数量	備考
松原 担当区	地上散布	自 契約締結の翌日 至 令和8年7月17日	松原国有林内	1	21.00 ha	2回散布
		小計			21.00 ha	
北潟 担当区	地上散布	自 契約締結の翌日 至 令和8年7月17日	北潟国有林内	2	16.00 ha	2回散布
		小計			16.00 ha	
	地上散布	計			37.00 ha	

※ 地上散布の実施日は原則火曜日から木曜日とし、署が指定する日とする。また1回目から2回目は約2週間の間隔を設ける。

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

松くい虫地上散布仕様書

- 1 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守すること。
- 2 散布用器具は、動力ポンプを使用し、松の樹冠部全面にむらまきとならないよう、かつ薬液がしたたり落ちる程度に十分散布すること。
- 3 散布に当たっては、あらかじめ一定本数に対する所定薬液量を散布し、目安をつけたうえで作業に着手すること。
- 4 降雨直後、散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
- 5 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。

松くい虫薬剤地上散布 特記仕様書

- 1 作業現地を図面等により確認し、疑義があるときは監督職員の指示を受けること。
- 2 作業の支障となる立木の枝については、事前に切り落とすこと。ただし、立木への影響は最小限となるようにとどめ、対象木についてはあらかじめ監督職員に確認を求めること。
- 3 散布区域周辺の人家、農地等へ薬剤が飛散することが無いよう作業を行うこと。
- 4 散布する薬剤は、希釈倍率を 200 倍とし、散布量は希釈後の液量で、1 ha 当たり 600ℓ とする。
- 5 地上散布作業 1 週間前には ① 散布予告標識 及び ② 散布及び通行規制予告看板 を設置し、作業当日には ③ 立入禁止標識 及び ④ 通行止看板 を設置すること（設置箇所については別紙 1、2 のとおり）。
- 6 松原国有林については、地上散布作業 1 週間前には散布区域をロープで標示すること。
- 7 作業前に区域内を巡回し、入込者に対して区域外への退出を呼びかけること。また、区域内及びその近辺に車両等が駐車されている場合はシート等で覆い保護すること。
- 8 作業にあたっては、主要な箇所には交通誘導警備員を配置すること。この内、車両の規制を必要とする箇所については、交通誘導警備業務検定の有資格者であること（配置箇所については別紙 1、2 のとおり）。
- 9 使用した薬剤の空容器は、環境に影響が出ないよう産業廃棄物として適切に廃棄処分すること。また、その処理を証明する書類（マニフェスト等）を提出すること。

松くい虫薬剤地上散布 標識・看板、交通誘導警備員 数量

種 別	松原国有林	北潟国有林
① 散布予告標識	30 枚	4 枚
② 散布及び通行規制予告看板	4 基	1 基
③ 立入禁止標識	30 枚	4 枚
④ 通行止看板	7 基	—
⑤ 交通誘導員	7 人	2 人

- ※ 1 ② 散布及び通行規制予告看板、④ 通行止看板については、事業終了後に乙の負担により処分すること。
- ※ 2 ⑤ 交通誘導員については警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条に基づく検定合格警備員を一人以上配備すること。
- ※ 3 ⑤ 交通誘導員の選任に関しては、作業実施の一週間前までに監督職員あてに報告することとし、検定合格警備員の合格証の写しも併せて提出すること。また、検定合格警備員は作業実施日には合格証を携帯すること。

松くい虫特別伐倒（地上散布）薬剤購入仕様書

1 購入薬剤

- (1) 農薬の用途松くい虫駆除用薬剤
- (2) 人畜毒性普通物
- (3) 適用木名まつ（生立木）
- (4) 適用病害虫名マツノマダラカミキリ成虫
- (5) 使用方法散布

2 作業数量

- (1) 松原国有林 21.00 h a （ 2回散布、計 42.00 ha ）
- (2) 北潟国有林 16.00 h a （ 2回散布、計 32.00 ha ）

3 薬剤数量

松くい虫薬剤地上散布特記仕様書に記載された方法により散布に必要な量とする。

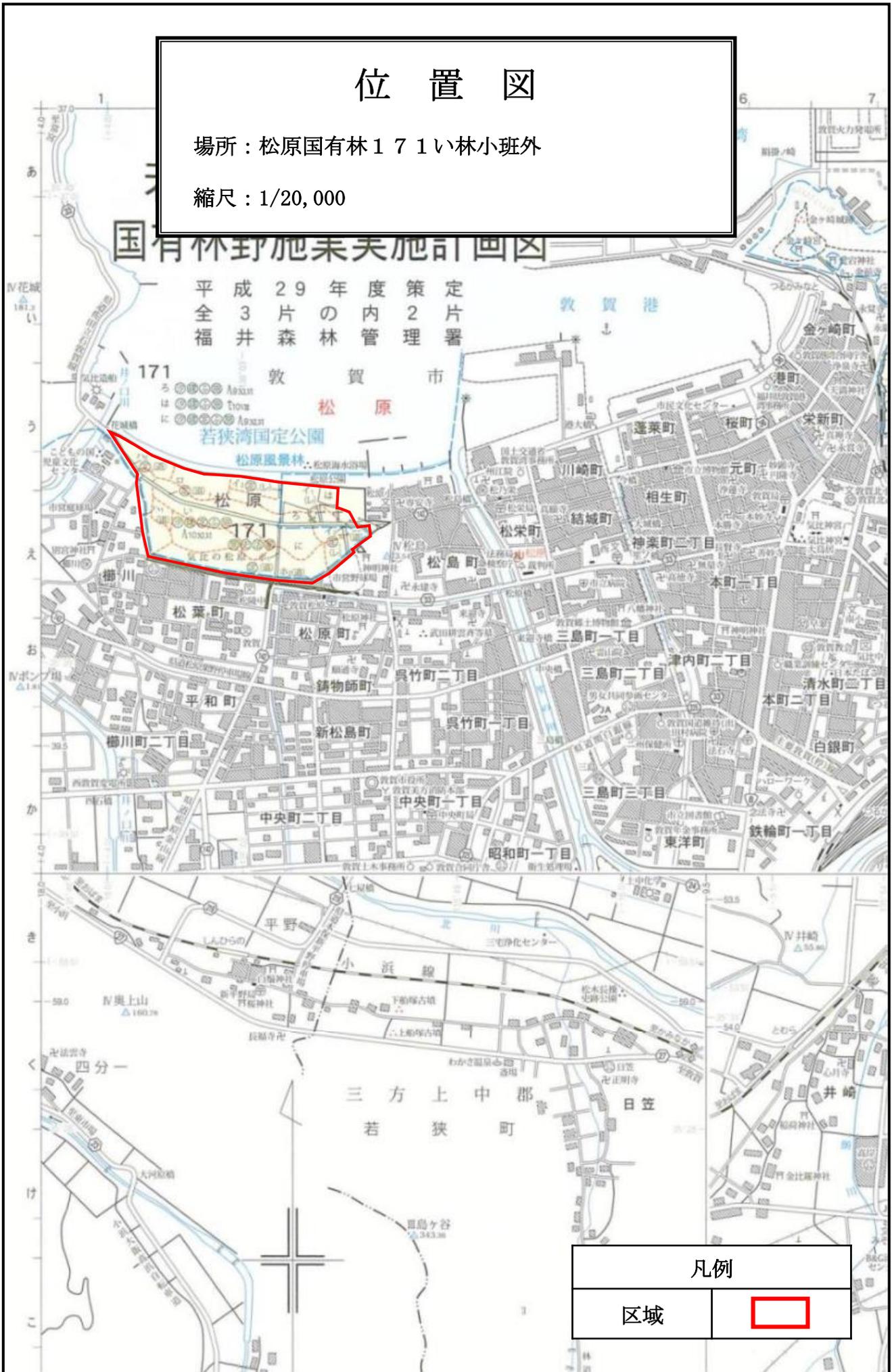
4 注意事項

- (1) 上記の品質及び特性を有し農薬登録済みの薬剤を購入すること。
- (2) 薬剤は監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 希釈については、薬剤毎に定められた範囲内で松くい虫薬剤地上散布特記仕様書に記載された率とする。
- (4) 納品書（写）を監督職員に提出すること。
- (5) 薬剤の輸送にあたっては、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (6) その他必要事項については監督職員の指示によること。

位置図

場所：松原国有林171い林小班外

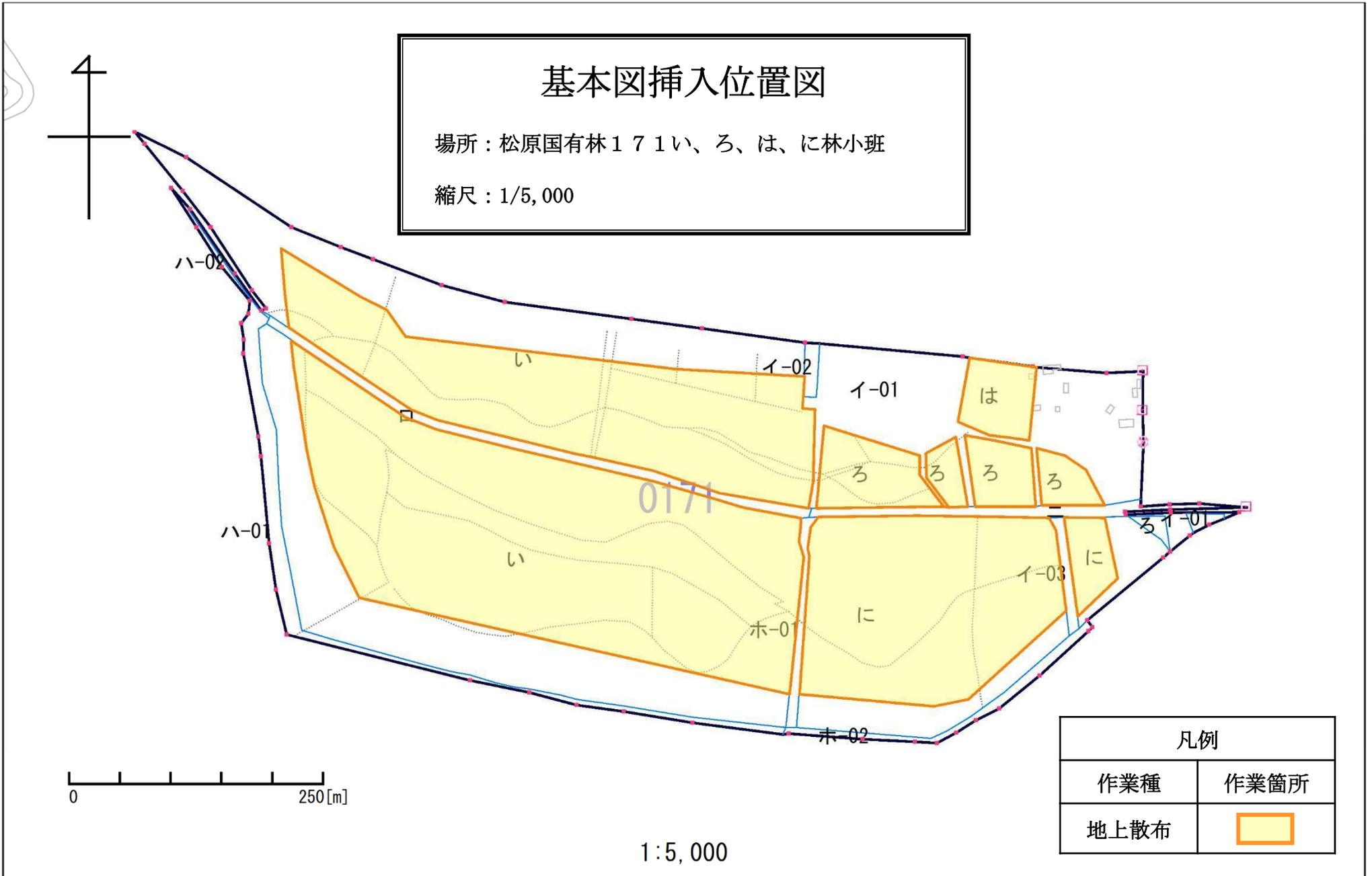
縮尺：1/20,000



基本図挿入位置図

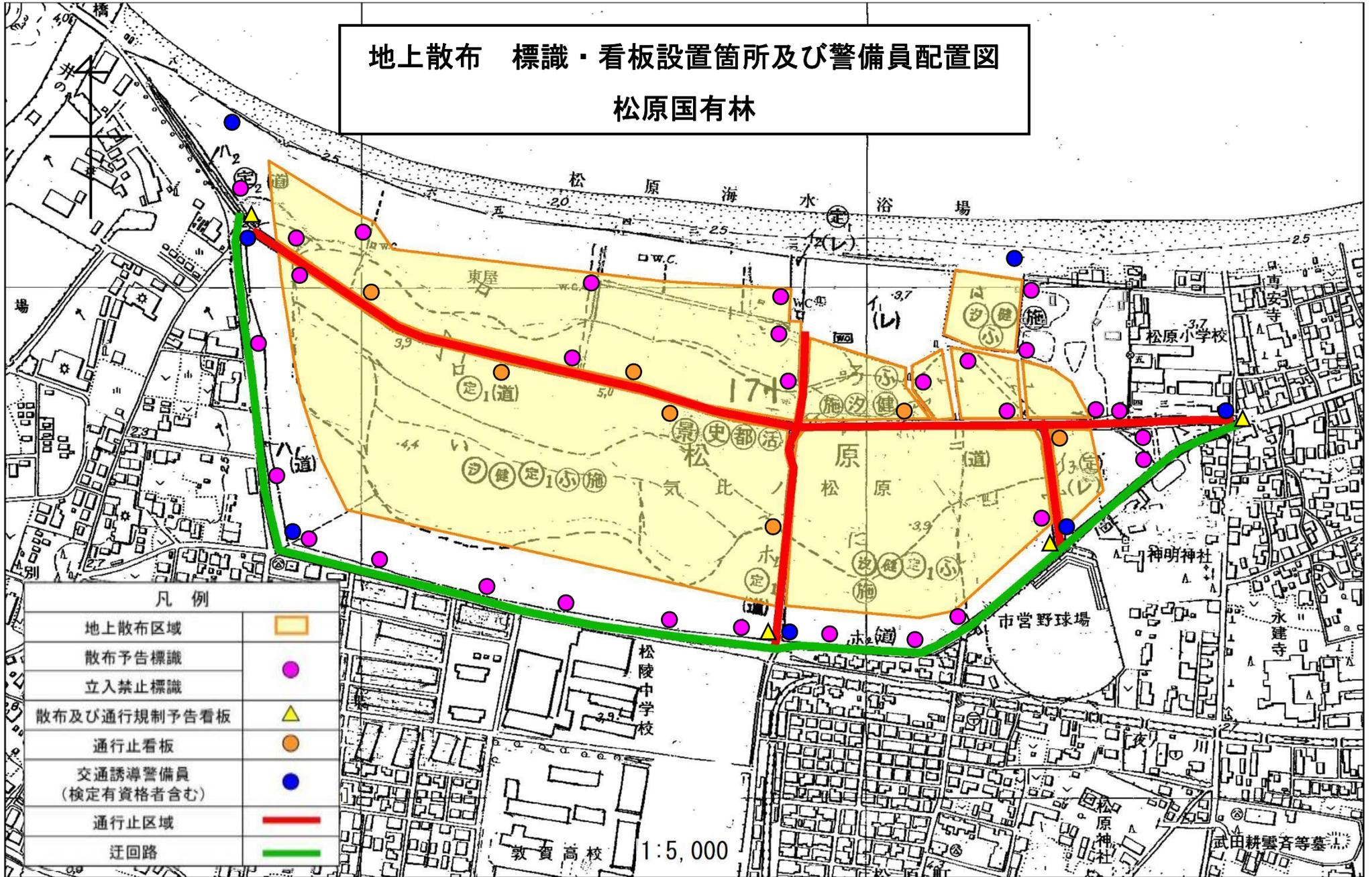
場所：松原国有林171い、ろ、は、に林小班

縮尺：1/5,000



地上散布 標識・看板設置箇所及び警備員配置図

松原国有林



凡例

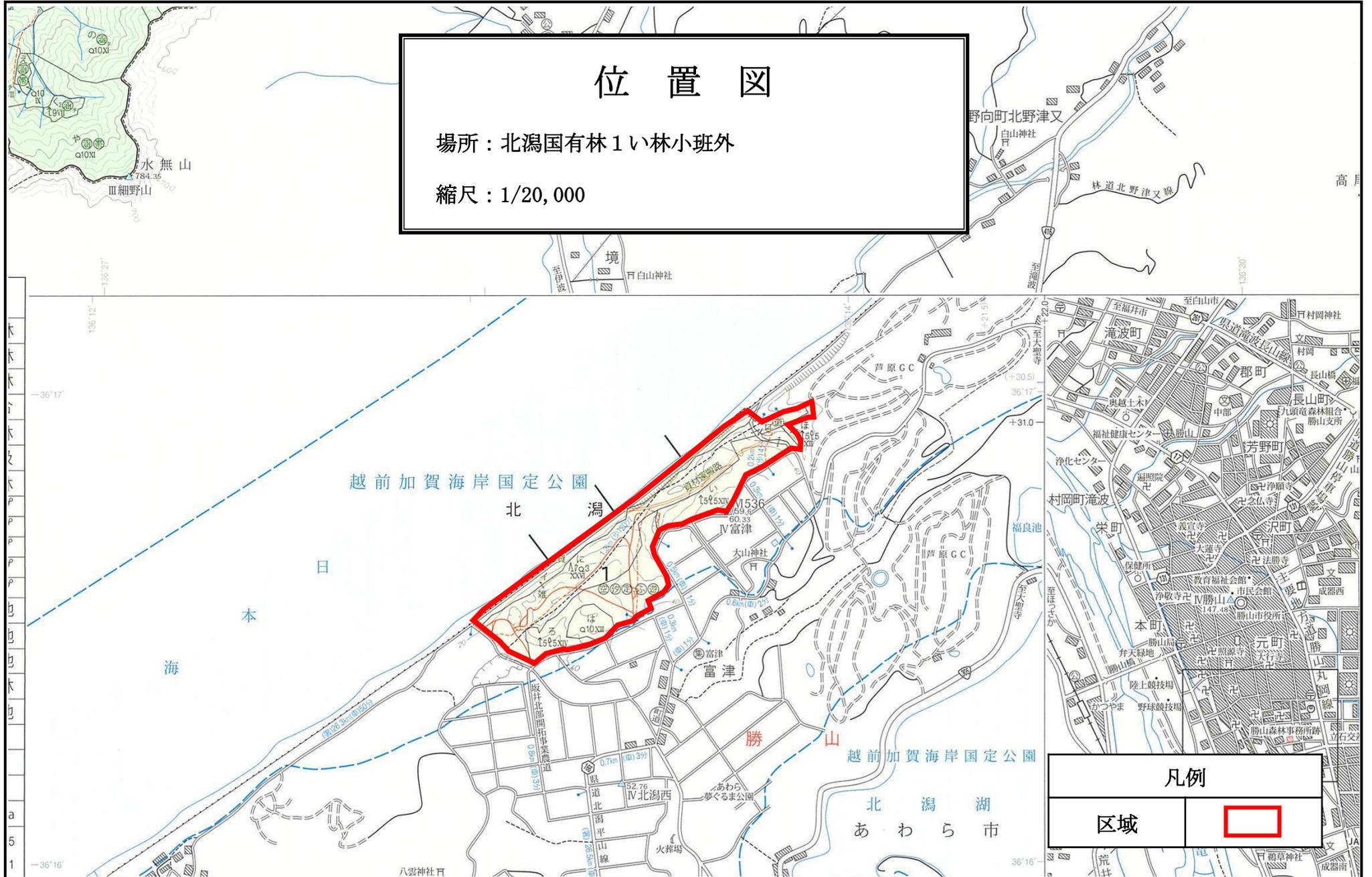
地上散布区域	
散布予告標識	
立入禁止標識	
散布及び通行規制予告看板	
通行止看板	
交通誘導警備員 (検定有資格者含む)	
通行止区域	
迂回路	

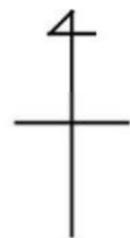
1:5,000

位置図

場所：北潟国有林1い林小班外

縮尺：1/20,000

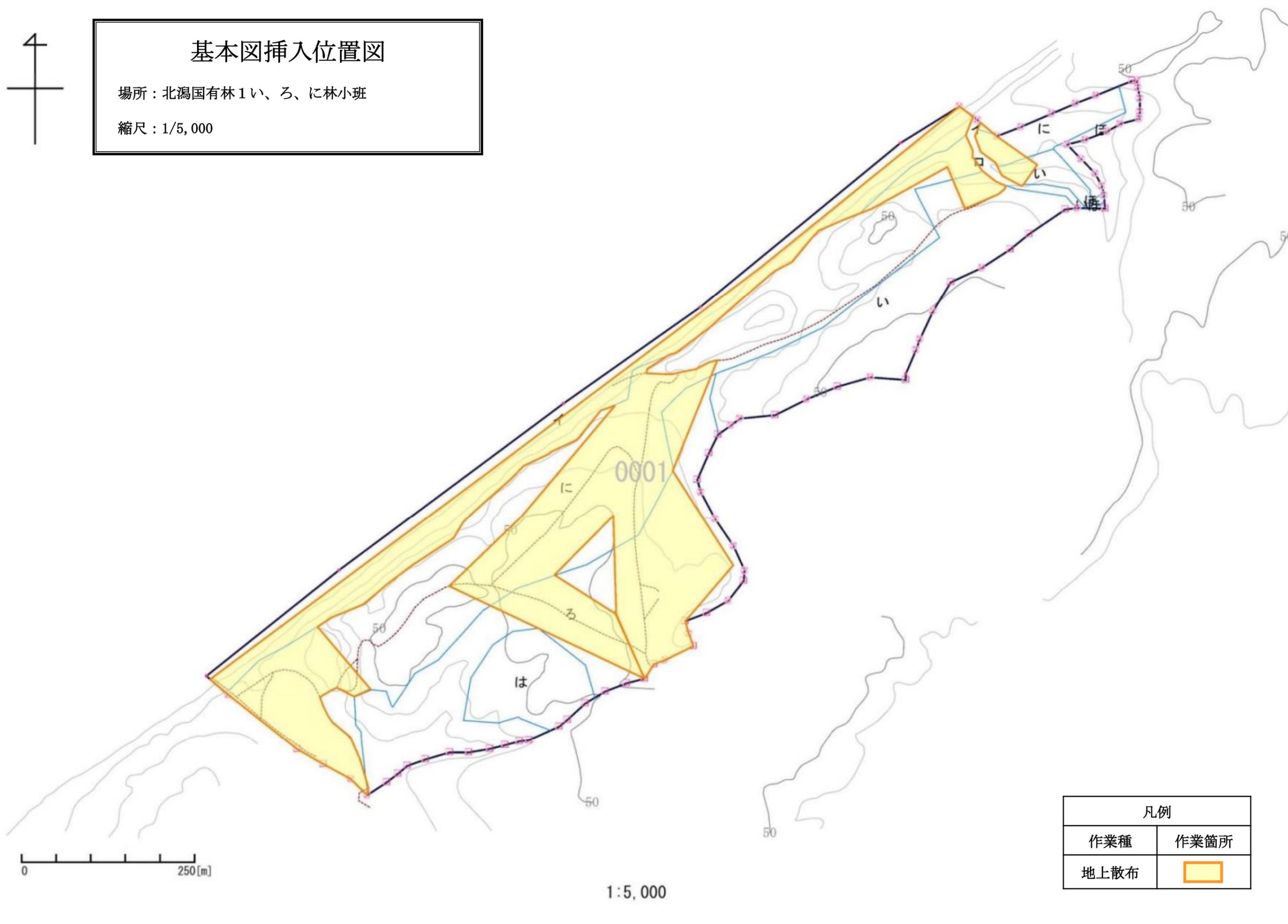




基本図挿入位置図

場所：北潟国有林1い、ろ、に林小班

縮尺：1/5,000



0 250[m]

1:5,000

凡例	
作業種	作業箇所
地上散布	

地上散布 標識・看板設置箇所及び警備員配置図
北潟国有林



凡 例	
地上散布区域	
散布予告標識	
立入禁止標識	
散布及び通行規制予告看板	
交通誘導警備員 (検定有資格者含む)	

（素材生産及び造林事業）

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙) 契約情報の公表様式

令和8年度 請負事業の契約条件等

福井森林管理署

事業名 : 松原国有林外松くい虫防除事業 (地上散布)

作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件	作業条件			
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
地上散布	松原	松原国有林内	21.00 ha	契約締結の翌日～ 令和8年7月17日まで	緩・中	機械	3.0	22	敦賀市役所
	北潟	北潟国有林内	16.00 ha	契約締結の翌日～ 令和8年7月17日まで	緩・中	機械	21.8	47	あわら市役所 芦原分室
計			37.00 ha						

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員 殿

請負者

現場代理人

事業名							事業場所								
発生日時	令和 年 月 日(曜日)						時	分	天候						
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。														
被害状況	人的被害・物的被害を記載														
被災者	氏名				生年月日	年 月 日(歳)		性別	男・女		職業				
	連絡先										経験年数				
	傷病名				傷病部位				休業見込期間・死亡日時						
今後の対策															
所見・状況															

注) 労働災害(4日以上の休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。